

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金も交付税率が1%から1.7%へと引上げとなります。

このうち0.7%の引上げ分(社会保障財源化分)については、市が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生)に充てることとされており、市では、下記の社会保障施策に要する経費に使わせていただきますのでお知らせします。

なお、地方消費税交付金の引上げ分の各施策への充当方法は、社会保障施策に要する経費の一般財源総額に対する各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1億7,500万円

【歳出】社会保障施策経費(総額) 136億2,896万6千円

(単位：千円)

社会保障施策経費	平成26年度 予 算 額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	市債	その他	社会 保 障 財 源 化 分 の 地 方 消 費 税 交 付 金	その他	
児童福祉施策経費	5,012,221	2,658,867	0	496,300	49,174	1,807,880	
児童手当、こども医療費、保育所や放課後児童クラブの整備・運営など							
高齢者福祉施策経費	120,924	512	5,600	7,095	2,852	104,865	
老人福祉措置、高齢者生活支援など							
障害者福祉施策経費	1,787,805	1,144,763	0	0	17,028	626,014	
自立支援給付費、精神保健など							
母子福祉施策経費	509,382	144,297	0	0	9,667	355,418	
児童扶養手当、母子保健など							
生活保護施策経費	2,925,534	2,234,900	0	0	18,288	672,346	
生活保護費							
小 計	10,355,866	6,183,339	5,600	503,395	97,009	3,566,523	
国民健康保険施策経費	1,237,949	169,887	0	0	28,282	1,039,780	
一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金							
高齢者医療施策経費	820,068	97,977	0	41,948	18,010	662,133	
一般会計から後期高齢者医療事業特別会計への繰出金など							
介護保険施策経費	790,832	0	0	0	20,941	769,891	
一般会計から介護保険特別会計への繰出金							
小 計	2,848,849	267,864	0	41,948	67,233	2,471,804	
疾病予防・健康増進施策経費	402,581	12,117	0	5,874	10,184	374,406	
感染症等予防対策、健康診査など							
医療体制確保施策経費	21,670	0	0	0	574	21,096	
休日や小児時間外の救急医療体制の確保など							
小 計	424,251	12,117	0	5,874	10,758	395,502	
合 計	13,628,966	6,463,320	5,600	551,217	175,000	6,433,829	